

4 - 6 利子所得等の課税状況

	課 税 分		非 課 税
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老 人 等 非 課 税 ・ 財 形 貯 蓄 非 課 税 分 支 払 金 額
公 社 債	5,808,850	874,232	107,156,146
債 債	24,918,321	3,806,115	15,256,441
預貯金 { 郵便貯金	740,304,385	110,897,597	139,332,915
{ 銀行預金	91,054,238	13,639,925	9,712,784
{ 銀行以外の金融機関の預金	34,740,206	5,211,031	4,748,938
{ 勤務先預金の利子	13,565,163	2,020,611	49,667
合同運用信託の収益の分配	9,248,173	1,382,602	4,188,598
公社債運用信託の収益の分配	141,909	21,329	1,940
小 計	919,781,245	137,853,442	280,447,429
定期積金の給付補てん金等	12,562,797	1,881,907	-
匿名組合契約等に基づく利益の分配、 生命保険等の差益	2,965,619	452,257	1,430
割引債の償還差益	-	-	-
合 計	935,309,661	140,187,606	280,448,859
14 年 分	1,460,119,891	218,021,756	403,533,195
13 "	4,847,781,942	724,684,009	1,187,534,546
12 "	4,021,257,880	601,329,472	1,155,639,300
11 "	1,023,274,170	153,475,632	293,151,125

調査対象等：平成15年2月から平成16年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

4 - 7 配当所得の課税状況

	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	人	千円	千円	人	千円
	8,362,956	808,829,675	127,498,399	52,579	121,418,918
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	...	67	12	...	326
合 計	...	808,829,742	127,498,411	...	121,419,244
14 年 分	...	819,175,392	163,835,036	...	105,617,881
13 "	...	683,469,948	136,693,817	...	97,161,528
12 "	...	738,148,416	147,629,559	...	35,498,843
11 "	...	705,007,623	141,001,349	...	5,856,733

調査対象等：配当等の支払者から平成16年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成15年2月から平成16年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(単位 千円)

税 分	合 計		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
その他非課税分支払金額			
127,799,577	240,764,573	874,232	公 債
190,794,218	230,968,980	3,806,115	社 債
4,737,878	884,375,178	110,897,597	預貯金
9,259,374	110,026,396	13,639,925	郵便貯金
28,790,976	68,280,120	5,211,031	銀行預金
-	13,614,830	2,020,611	銀行以外の金融機関の預金利子
135,094	13,571,865	1,382,602	勤務先預金の利子
639	144,488	21,329	合同運用信託の収益の分配
361,517,756	1,561,746,430	137,853,442	公社債運用信託の収益の分配
140,856	12,703,653	1,881,907	小 計
-	2,967,049	452,257	定期積金の給付補てん金等
-	-	-	匿名組合契約等に基づく利益の分配、
361,658,612	1,577,417,132	140,187,606	生命保険等の差益
359,880,565	2,223,533,651	218,021,756	割引債の償還差益
595,503,385	6,630,819,873	724,684,009	合 計
646,162,627	5,823,059,807	601,329,472	14 年 分
538,896,055	1,855,321,350	153,475,632	13 "
			12 "
			11 "

- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		
人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
人	千円	千円	千円	千円	
32,761	9,236,645	3,232,826	939,485,238	130,731,225	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等
...	1,195,213	178,750	1,195,606	178,762	公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配
...	10,431,858	3,411,576	940,680,844	130,909,987	合 計
...	16,485,422	5,725,131	941,278,695	169,560,167	14 年 分
...	13,232,146	4,487,013	793,863,622	141,180,830	13 "
...	18,813,537	6,150,922	792,460,796	153,780,481	12 "
...	14,082,779	4,532,472	724,947,135	145,533,821	11 "

- (注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。
- 2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。
- 3 「一般課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。